

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月22日 00時26分ごろ
発生場所	山口県下松市笠戸島火振岬南南西方沖 火振岬灯台から真方位216° 5.0海里付近 (概位 北緯33° 51.7′ 東経131° 45.6′)
事故の概要	コンテナ船MARVELは、南進中、また、漁船春日丸は、西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年9月23日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 MARVEL（バハマ国籍）、5,403トン 9296456（IMO番号）、CONTINENT MARITIME S.A. B 漁船 春日丸、4.8トン YG3-57810（漁船登録番号）、個人所有 第291-36476号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A（フィリピン共和国籍）、免状不詳 航海士A（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 航海士（バハマ国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部に擦過傷 B 左舷船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長A及び航海士Aほか16人（全員フィリピン共和国籍）が乗り組み、法定の灯火を表示し、約14ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により南進していた。 航海士Aは、左舷船首方至近にB船を視認し、B船に昼間信号灯を照射した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定の灯火を表示し、約18knの速力で自動操舵により西進していた。 船長Bは、周囲に航行の支障となる船舶がいなかったため、考え事をしていたところ、船首方至近に接近したA船の紅灯に気付き、直ちに右舵一杯として機関を後進にかけた。 船長Bは、A船からの発光信号に気付かなかった。
分析	A船は、航海士Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に気付くのが遅れたものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、考え事をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、A船が船首方至近に接近するまで気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、航海士A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。